

令和2年度第2回 宗像市保健福祉審議会議事録（要旨）

開催年月日	令和2年12月17日（木）
開催時間	18時55分～20時10分
会場	宗像市役所北館2階202会議室
宗像市保健福祉審議会委員出席者	鬼崎会長、柴田副会長、瓜生委員、大隅委員、木村委員、坂口委員、坂梨委員、鶴田委員、中谷委員、中村委員、樋口委員、藤城委員、前村委員、松倉委員
市関係各課出席者	北原健康福祉部長、 恵谷福祉課長、甲斐田障害者福祉係長、大谷企画主査、武丸主任主事、 福嶋介護保険課長、西村介護保険係長、 高倉子ども支援課長、姫野発達支援係長 【事務局（福祉課保健福祉総務係）】花田、上田

【開会】（18：55）

事務局（花田）： 宗像市保健福祉審議会規則（以下「規則」という。）第5条第2号により、委員の半数以上の出席が宗像市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の成立条件である。本日は委員総数15人のうち14人が出席しているので、審議会は成立することを報告する。

1 開会あいさつ

鬼崎会長あいさつ

2 議事録（議事要旨）署名委員の指名について

会長： 議事録署名委員2名を指名する。名簿順で1名を瓜生委員、もう1名を木村委員に指名するがよいか。

（両委員が承認）

●結果： 議事録署名委員に瓜生委員と木村委員が指名された。

3 報告事項

会長： 第8期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について事務局から説明をお願いする。

福嶋介護保険課長： 宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、3年ごとに策定する法定計画である。現在、市の附属機関である介護保険運営協議会で審議しながら、令和3年度から5年度までの第8期計画を策定している。

計画策定の背景と目的は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年と、現役世代が急減する令

和22年を見据え、現在の事業や取り組みを踏まえた上で、さらに保健福祉サービスや介護保険事業の整備等を充実させるため、第8期事業計画を策定し、第9期に向けた取り組みの推進に努めるものである。

これに関しては、キーワードが2つあり、1つ目が「地域包括ケアシステムの深化・推進」である。第7期に引き続き、高齢者の住まいを中心として、医療と介護が切れ目なく一体的に提供され、地域における生活支援や介護予防を推進して行うということで、本計画の最も重要な部分であると考えている。

2つ目が「地域共生社会の実現」である。第8期においては、具体的な取り組みを実施するのではなく、今後、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築などをどのように行う必要があるかを、関係機関等と検討・協議していくものである。

計画の基本理念と基本目標については、上位計画である「第2次宗像市総合計画」と「第4次宗像市保健福祉計画」との整合性を図って定めている。

基本理念については、「住み慣れた地域で共に生き、互いに支え合い、いきいきと安心して暮らせるまち」としている。これは、総合計画において「安心・地域・協働」というキーワードが用いられ、「みんなで元気を育むまち」を目指すこととされていることから、第7期計画の基本理念を継承するとともに、地域共生社会の実現を目指すということである。

基本目標については、この基本理念の実現のため、5つの目標を設定している。基本目標1は、地域包括ケアシステム構築のための「地域で支え合う仕組みづくり」、基本目標2は、いつまでもいきいきとした生活を送られるための「健康づくりと介護予防の推進」、基本目標3は、高齢者が生きがいを持ち、充実した生活を送れるための「高齢者の社会参加と生活環境の整備」、基本目標4は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための「自立と安心につながるサービスの継続」、基本目標5は、宗像市の介護サービスが適切に提供されるための「介護サービスの充実」である。

第8期計画は、第7期計画の目標や具体的な施策を踏まえ、2025年と2040年の双方の節目を念頭に、中長期を見据えた計画にすることが求められており、国の基本方針に基いて策定している。

今後は、令和2年12月18日から令和3年1月18日までの期間でパブリック・コメントを予定している。

会長： 計画策定のため、これまで介護保険運営協議会で検討を重ねて案を練り、今後はパブリック・コメントを募っていく旨の報告であった。介護報酬を引き上げる方針であると聞いているが、最終的には国が方針を決め、その方針に基づいて市が介護保険料を決めることになる。報告事項に対して意見や質問はないか。

4 審議事項等

会長： 第6期宗像市障がい福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画について、審議に入っていると思う。計画案について事務局から説明をお願いします。

武丸主任主事： 前回の第1回保健福祉審議会において諮問を行い、第1章から第3章の前半部分までの審議が終了した。本日は、第3章後半部分から第5章までである。

第3章「施策の現状と課題及び今後の取り組み」の「障がい理解の促進と権利擁護の推進」について説明する。「障がい理解の促進と権利擁護の推進」は2つの項目である。

(1) 障がい理解と差別解消の促進については、国や県などと連携を取りながら、障がい理解の促進に向けて啓発・広報活動を充実させること、幼児期からの人権・福祉教育の充実、障害者就労施設等の製品販売を通じた障がい理解の促進について取り組みたいと考えている。

(2) 権利擁護の推進では、障がい者の地域生活への移行が進む中、障がい者虐待防止や消費者トラブルの相談、成年後見等、権利擁護に向けた取り組みを行いたいと考えている。

次に「障がい児支援の充実」について説明する。「障がい児支援の充実」は2つの項目である。

(1) 障がい児の相談支援及び発達支援の充実では、乳幼児健診を通じた障がいの早期発見・早期療育に繋げる取り組みや、児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの提供体制の充実、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築、医療的ケア児支援に向けた取り組みを行いたいと考えている。

(2) 障がい児の教育支援の充実では、特別支援教育に関する周知や啓発、教職員に対する研修を通じた特別支援教育体制の充実、個々の状態に配慮した学校設備の改善、令和7年度に市内に開校する県立特別支援学校との連携推進等に取り組みたいと考えている。

次に「社会参加の推進」について説明する。障がいのある人のスポーツや文化芸術活動を通じた社会参加を促進するため、障がい者スポーツの体験や紹介による理解啓発や、文化芸術活動の環境整備に向けた市文化芸術振興ビジョン策定等に取り組みたいと考えている。

第4章「障害福祉サービス等の事業量の見込み」については、国の基本指針に基づき、令和5年度末に向けた成果目標や各事業に関する見込量を記載する必要があるため、ここに示している。

第5章は、計画の推進体制についてである。

以上、第3章の後半から第5章についての審議をお願いします。

会長： ポイントについて事務局から説明があった。今回は、事前の質問・意見を受け付け、6件の質問・意見が出されている。これらについて順番に事務局から説明をお願いします。

・計画の表記について

武丸主任主事： 市では、政府が発行する書類や法律等で明文化されているものについては「障害」、一般的な文章上の表記については「障がい」を使用することとしている。

会長： 国が書類等の表記に「障害」を使用するため、地方自治体も国の表記に合わせているということである。ただ、「害」という字については、誤解を受けやすいのではないかという意見も

あり、一般的な文章上の表記と区別されているということだと思う。

これに関連する意見や質問はないか。

・障がい理解の促進について

会長： 意見者から補足説明をお願いします。

副会長： 「障がい理解の促進」については、宗像市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の事業に大きく関わっているため意見を出した。

国が2030年までに目指す方向性として「市民社会として、誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある社会の実現」を示しているが、障がい福祉の施策においては、なおのこと当事者の声を尊重して実施する必要がある。

計画策定のために行われたアンケートでは「市全体で障がいへの理解が深まっていると感じるか」の問いにおいて、「あまり深まっていない」「まったく深まっていない」と回答した人の割合が多い状況であった。

社協では、地域福祉の推進のため、「子どもの時から障がい理解を深める福祉教育」を重要な柱として位置付け、学校現場や当事者の理解・協力を得ながら取り組んできた。この取り組みについて意見を受けて、今後の参考にしたいと考えている。

武丸主任主事： 計画の前半部分のとおり、地域福祉の推進に関する社協の取り組みは大変重要なものであると認識しており、地域の福祉を支える存在として連携を強化していくとともに、その取り組みを支援していきたいと考えている。

教育現場からの感想を紹介する。

- ・障がいの疑似体験（アイマスク、車いす等）をすることで、その人たちの思いを知り、自分ごととして捉えることができた。
- ・社協の福祉教育体験学習はとても好評で、大変感謝している。コロナ禍であるが、体験することはとても有意義で教育効果が大きいので、来年度以降もやり方を工夫しながら体験学習の支援をお願いしたい。

会長： 社協の取り組みが今後もますます重要であるということだが、意見や質問はないか。

・啓発・広報活動の充実について

（ヘルプマークの実物を提示）

武丸主任主事： このヘルプマークは、申請に基づいて配布される。障がいのある人などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めためのもので、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載することもできる。障がいのある人などが支援を受けやすくするための1つのツールであるので、今後の取り組みの中でこの周知を図りたい。

会長： ヘルプマークは、以前は紙で作られていたが、本日提示されたものはプラスチックで作られている。これに関連する意見や質問はないか。

<意見等>

中谷委員： ヘルプマークを初めて知った。このマークを市民に周知することはとても大切であると思う。

会長： 市広報紙にヘルプマークについて掲載したことはあるのか。

⇒大谷企画主査： 紙で作られた時に市広報紙で紹介した。

瓜生委員： これについては、「目が見えないふりをした人が小学生にヘルプを求め、小学生をトイレに連れ込んで犯行に及ぶ」という悪用を心配する意見を聞いたことがある。

会長： 社会にはいろいろな人がいるため、一般社会では好意的に生きていくことが前提ではあるが、注意していくことも大切である。

中村委員： 配布基準はあるのか。

⇒甲斐田障害者福祉係長： 配布対象者は、障がいのある人、認知症の人、難病の人、妊婦など、周囲の配慮が必要な人であり、申請書に基づく配布である。

中村委員： 防犯の視点での意見があったが、トラブル時の後追い対策ができるようにすることも大切なことである。

坂梨委員： ヘルプマークを見かけた人がヘルプマークを身に付けている人に配慮するという使い方が想定されているのか。

⇒甲斐田障害者福祉係長： お見込みのとおりである。ヘルプマークは、一見して配慮が必要なことを伝えることができるアイテムである。例えば電車やバスの中でヘルプマークを身に付けている人に席を譲るなどの配慮をお願いするものである。

副会長： 日常生活において、例えば高所の物を取ろうとしても手が届かない場合等、周囲に頼みやすい、様々な援助が得やすくなるような状況にすることが大切である。

坂梨委員： 現在の配布状況は。

⇒甲斐田障害者福祉係長： 100件程度である。

会長： 市広報紙の紙面上の制約等で、何度も紹介することは困難だろうが、委員の意見のとおり、市民がヘルプマークについて認識できるよう積極的な周知をお願いしたい。

・障害者就労施設等の製品の展示・販売等の実施について

武丸主任主事： 「ハートループ」は、障がいのある人などの賃金の向上や社会参加につながる重要な場所である。今後の取り組みの中で、福祉的な側面をPRしていきたい。

会長： 本計画は理念と数値目標を示す計画である。「ハートループ」は一つの売店であることから、この売店の詳細等を計画には記載しないが、広報活動において適切に周知を図っていくということである。これに関連する意見や質問はないか。

・権利擁護の推進について

会長： 意見者から補足説明をお願いします。

副会長： 社協は「権利擁護の推進」に大きく関わっている。権利擁護に関わる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークの構築に取り組むことはとても大切なことである。ただ、サービスの促進を図るためには、サービスの提供を担う受け皿を整備することも大切であることから、誰が見ても分かりやすい行政的なビジョンを計画に示す必要があるのではないか。

甲斐田障害者福祉係長： 権利擁護の推進については、成年後見制度が中心になると考えている。

現在、成年後見制度の利用に関する相談や申し立て手続きの支援等の事業を社協に委託している。市では、成年後見制度の利用支援事業を実施しており、申立人がいない場合に、市長が申し立てを行う手続きを行っている。また、低所得のため申し立て費用が捻出できない人に対して費用の助成を行っている。

第4次宗像市保健福祉計画に包含されている成年後見制度利用促進計画において、成年後見制度に係る地域連携ネットワークづくりの推進について計画している。

まず、市に中核機関を設置した後に、ネットワークを形成し、それから制度の促進を図ることになるため、指摘されたビジョンについては、ネットワーク形成後、関係団体の意見をいただきながら描いていくことになる。

社協が実施している権利擁護の推進に係る事業に関しては、今後、市と社協の連携をより強化し、市民が必要なサービスを利用できるようにしていきたい。

会長： これに関連する意見や質問はないか。

・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

会長： 意見者から補足説明をお願いします。

副会長： 高齢者福祉における「地域包括ケアシステム」と本計画の「地域包括ケアシステム」の表記が同じであるため、構築についてはどう考えればよいのか。また、地域共生社会の実現において重要となる地域との関わり方についてはどう考えているのか。

武丸主任主事： このシステムは、高齢者福祉における「地域包括ケアシステム」の考え方を、精神障がい者のケアに応用したものであり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会」の実現にも寄与するものである。

システムの構築に向けて、計画の原案検討を行った障がい福祉計画検討委員会においても様々な意見交換があった。委員の中に、精神科医療機関の医師や精神障がいを専門とする相談支援事業者がおり、入院・入所していた精神障がいのある人が、アパートやグループホーム等で地域の一員として生活していく取り組みについて現状と課題を委員会全体で情報共有した。

システムの構築には、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育等、多岐にわたる分野の連携が必要となる。市では、このシステムの構築に向けて県や保健所、医療機関等と相談し、協議の場の設置に向けて取り組んでいる。

地域共生社会の実現に向けて、社協をはじめ、地域福祉会との連携や、福祉教育の充実、ボランティア活動の支援等、地域全体の協力体制の構築と、障がいに対する理解啓発活動に一層取り組んでいきたい。

会長： 報告事項の資料に地域包括ケアシステムのイメージ図があるが、障がいのある人がこの中に位置づけられるというようにイメージすれば、理解が深まると思う。これに関連する意見や質問はないか。

事前の質問・意見に関しては以上である。このほかに意見等はないか。

<意見等>

瓜生委員： 第5期計画の第1章の第5「計画の基本的視点」の「(5) 障がい者等の高齢化への対応」において、親亡き後を見据えた、障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実について計画されていた。このことはとても大切なことであるが、本計画の第1章にはこのことについて記載がないので、追加できないか。

⇒武丸主任主事： 本計画では、第4章の第1「令和5年度の成果目標」の「(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実」において記載している。

第5期では、このために「地域生活支援拠点」を整備することを目標に掲げており、令和2年度で完了する見込みである。

このことから、第6期では「地域生活支援拠点」の機能の充実を目標に掲げている。

瓜生委員： 第5期計画の「障がい福祉サービス」の表記については、「がい」がひらがなであったが、第6期計画案の「障害福祉サービス」の表記については、「害」が漢字である。第6期計画でも「がい」はひらがなの表記にしてもらいたい。

⇒武丸主任主事： 「障害福祉サービス」の表記については、本計画をもって漢字表記に修正を行った。

会長： 他に意見等がないので、本日の審議事項については承認されたい。

(異議なし)

●結果： 審議事項が承認された。

会長： 前回審議した分のうち相談支援体制の充実について、コロナ禍での対応を本計画において触れていく必要があるという意見があった。このことについて事務局から説明をお願いする。

武丸主任主事： 市では、障がい者支援に関する地域課題の解決に向けた提言や、困難事例への対応のあり方に関する協議を行う「宗像市障害者自立支援協議会」があり、その中に「相談支援ネットワーク会議」を設置し、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図っているが、今後も更なる充実が必要であるということを計画に記載している。

障害福祉サービスを担う事業所は、コロナ禍で大変な苦勞をしている。高齢者福祉の介護サービスと同様、障害福祉サービスも距離をおいた支援が困難なため、支援者は3密の状況の中で業務に取り組んできた。

感染症に対する市の支援を計画に記載する必要があるという意見を踏まえ、本計画において感染症対策を行うことを記載したい。この内容については、後日、最終版を送付するので確認をお願いしたい。

会長： 「with コロナ」を前提として生活していく必要があり、事務局が感染症対策について本計画に追加するということであった。このことについて意見等はあるか。

会長： 今後のスケジュールについて、事務局が近日中に最終案を送付するので、意見については年末までに出していただき、年明けに市長へ答申書を渡すことになる。

委員からの意見に対する修正及び市長への答申については、あらためて審議会を開催せずに、会長と副会長に一任してもらえればと思っているがよろしいか。

(異議なし)

●結果： 本計画最終案の修正及び市長への答申については会長と副会長に一任された。

会長： 市長への答申後、2月頃にパブリック・コメントを求めていくことになるが、その結果、修正が必要な場合や内容に大きな変更がある場合に、審議会開催の必要性については、会長と副会長に一任してもらえればと思っているがよろしいか。

(異議なし)

●結果： パブリック・コメントの結果に対する審議会開催の必要性については、会長と副会長に一任された。

会長： 以上で審議事項を終わり、その他に入る。

5 その他

会長： 事務局から説明事項等があれば、説明をお願いします。

事務局（花田）： 特になし。

6 閉会

会長： 以上をもって、第2回目の審議会を終了する。

【閉会】(20:10)

令和 3年 1月 11日

署名 _____ 木村 政一

署名 _____ 瓜生 寿賀子